

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年11月10日発行

Vol.13



第17回 田沢湖・角館・西木合併協議会

新市建設計画(案)について、協議が行われました。

第17回合併協議会が、10月22日(金)午後1時30分から、西木温泉ふれあいプラザクリオンを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている「新市建設計画について」と第16回協議会で提案された協議案1件についての協議が行われました。

新市建設計画については、前回までの協議会で、素案に対して出された質問、意見、要望等を取り入れ、再度、計画案として提案されました。

協議の結果、この案により、県との協議に入ることについて、了承されました。

今後、県との協議や協議会の協議を経て、正式決定することになります。

また、社会福祉協議会の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

第17回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五十八号（継続協議）

「新市建設計画（案）」について

（協議結果）

最初に、第七回臨時協議会で、「新市建設計画（素案）」に対し、委員から出された意見、要望等を取り入れ、また県との事前協議で指摘され、それに伴い修正が加えられた箇所についての説明が、事務局よりありました。

主な修正点としては、

「現在の推計のままで行けば、人口が平成三十二年には二万五千人台に



落ち込む見通しであるが、子育て支援をはじめとした少子化対策の充実や雇用の場の確保を図ることにより、定住人口三万人のまちづくりを進めていく。」「観光資源の掘り起こしや、通年観光やリピーターの確保、他地域との広域的な連携、観光協会等の民間との連携をより一層図る。」「林業について長期的な視野に立った施策を推進していくこと。」「などがあげられました。

その後協議を行い、委員からは、これからの交付税の見直しや、財政計画に対する質問や意見等が出されました。

協議の結果、今回提案された「新市建設計画（案）」については、この案により、県との「内協議」に入ることについて、了承されました。

今後、県との内協議終了後、協議会において、新市建設計画（案）として確定した後、県との「正式協議」に入り、県の同意を得た新市建設計画（案）を、協議会において、「新市建設計画」として確認、正式決定することになります。

【今後のスケジュール】

新市建設計画(案)について県と「内協議」

県との内協議等により、新市建設計画(案)に変更を加えた後、協議会で協議。新市建設計画(案)として確定

新市建設計画(案)を県と「正式協議」

新市建設計画(案)についての県の同意

県の同意を得た新市建設計画(案)について、協議会において「新市建設計画」として確認

新市建設計画の決定

となる予定です。



協議案第五十九号
「社会福祉協議会の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

今後、協議が行われる予定の協定項目は、次のとおりです。

これら総ての協議が整えば、合併調印、各町村議会の議決を経て、県へ合併申請が行われます。

合併の期日

新市の事務所の位置について

財産の取扱い

事務組織及び機構の取扱い

病院及び診療所の取扱い

合併協定項目について(その六)

前回に引き続き、これまでに確認された協定項目の詳細について、皆さんにお知らせしていきたいと思えます。

【基本的項目(その四)】

地方税の取扱い(追加分)

【固定資産税】

納期については、三町村に差異がないため現行のとおりとします。

(納期)

・第一期

五月一日から五月三十一日まで

・第二期

七月一日から七月三十一日まで

・第三期

九月一日から九月三十日まで

・第四期

十一月一日から十一月三十日まで

慣行の取扱い(平成十五年九月二十六日第六回確認)

新市章、新市憲章、新市の花・木等については、新市において定めるものとします。

各種宣言については、新市において定めるものとします。

・交通安全の町(村)宣言

・非核・平和の町(村)宣言等

表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するも

のとします。

・名誉町民、村民栄誉賞等

新市民歌については、新市において定めるものとします。

国民健康保険事業の取扱い(平成十六年八月二十三日第十五回確認)

保険給付事業については、三町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継がれます。

【保険給付事業】

・療養の給付 国制度のとおり

・療養費 国制度のとおり

・高額療養費 国制度のとおり

・出産育児一時金 三十万円

・葬祭費 十万円

保健事業については、三町村の事業の現状を踏まえ、三町村で相違

のあるものは合併時までに再編するものとし、三町村で相違のないものは、現行どおり新市に引き継がれます。

【保健事業】
原則として現行のとおり存続します。

・医療費通知

・優良家庭表彰事業

・適正受診のための啓発指導事業

・健康相談、健康教室

・検診、人間ドック助成事業

【国民健康保険運営協議会】

国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例によります。

・委員数九人

【国保連合会共同処理作業】

・資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼等

【国民健康保険事業直営診療所】

診療所については、現行のとおり存続します。

介護保険事業の取扱い(平成十五年七月二十五日第四回確認)

被保険者の資格管理等にかかる事務については、三町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継がれます。

・三町村とも大曲仙北広域市町村圏組合が行う介護保険に加入

【保険料・納期】

・五段階方式

・基準月額保険料 二千八百六十円

・納付方法

(第一号被保険者)

年金額十八万円以上は特別徴収

(四月から翌二月までの年六期で偶

数月に徴収)

同十八万円未満は普通徴収(七月

から十二月までの年六期で毎月徴

収)

(第二号被保険者)

医療保険と一括徴収

保険給付の内容については、三町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継がれます。



行政区の取扱い(平成十六年二月二十七日第十回確認)

行政区については、当面の間現行どおりとし、新市において統合再編に努めます。三町村が行っている行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続します。なお、行政連絡員の行う業務については、合併時までに調整されます。

【行政区】

田沢湖町

・田沢地区 十一行政区

・生保内地区 四十七行政区

・神代地区 五十七行政区

角館町

・角館地区 八十九行政区

- ・ 中川地区 二十五行政区
- ・ 雲沢地区 三十六行政区
- ・ 白岩地区 三十行政区

【西木村】

- ・ 西明寺地区 四十七行政区
- ・ 桧木内地区 三十三行政区

【行政（事務）連絡員】

田沢湖町

- ・ 百十五名（任期一年）

角館町

- ・ 百八十名（任期一年）

西木村

- ・ 八十名（任期一年）

【業務】

- ・ 広報、議会日より、お知らせナビ等各戸に配布する。

【配布回数】

- ・ 月三回（田沢湖町、西木村）
- ・ 月二回（角館町）

【一部事務組合等の取扱い（その一）】

（平成十六年七月二十二日第十四回確認）

三町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入します。

【一部事務組合加入状況】

- （大曲仙北広域市町村圏組合）
- ・ 構成団体名
- 大曲市、神岡町、西仙北町、角館

- 町、中仙町、田沢湖町、協和町、太田町、仙北町、美郷町、南外村、西木村

・ 共同処理の事業内容

広域圏計画策定、消防、斎場、職員共同研修、更生園、救急センター、交流センター、介護保険、へい獣保冷施設

（秋田県市町村総合事務組合）

・ 共同処理の事業内容

職員退職手当、消防団員等の災害補償・退職報奨金・賞しゅつ金、非常勤職員等の災害補償、学校医等の災害補償、交通災害共済等

（秋田県市町村会館管理組合）

事務の委託については、合併の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託します。

【事務委託状況】

現在、三町村と秋田県との間で、公平委員会の事務の委託が行われています。

【一部事務組合等の取扱い（その二）】

（平成十六年九月二十四日第十六回確認）

角館町外三カ町村公衆衛生施設組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般

職の職員は、新市に引き継がれます。

なお、中仙町については、大仙市の合併の前日をもって脱退します。

また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整されます。

【一部事務組合】

（角館町外三カ町村公衆衛生施設組合）

- ・ 構成団体名
- 角館町、田沢湖町、中仙町、西木村

・ 共同処理の事業内容

し尿処理、ごみ処理

秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって、脱退します。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行います。

【公社】

（秋田県町村土地開発公社）

・ 主たる業務

公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分

・ 構成団体

県内六十町村

各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとします。

【主な第三セクター等】

田沢湖町

（株式会社）アロマ田沢湖

・ 資本金 四千万円

（町出資金 三千八百四十万円）

・ 事業内容

ハーブ園の経営、管理等

（玉川ダム湖総合開発株式会社）

・ 資本金 四千二百二十五万円

（町出資金 一千二百二十五万円）

・ 事業内容

玉川ダム周辺等の環境整備

（田沢湖高原リフト株式会社）

・ 資本金

三億九千七百七十一万五千円

（町出資金 六千二百六十万円）

・ 事業内容

索道（リフト）、宿泊（スキー場ロッジ）、飲食等（スキーハウス）

角館町

（株式会社）花葉館

・ 資本金 一億円

（町出資金 六千三百万円）

・ 事業内容

宿泊、温泉、料飲等

（株式会社）西宮家

・ 資本金 四千五百万円

（町出資金 三千万円）

・ 事業内容

レストラン、土産販売、バス運行

(スマイルバス)等

【西木村】

(株式会社 西木村総合公社)

・ 資本金 五千万円

(村出資金 四千万円)

・ 事業内容

温泉保養施設運営(クリオン)、

労働者請負等



【各種事務事業の取扱い(その四)】

保健衛生事業(平成十六年八月二十三日第十五回確認)

保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康増進を図るよう調整に努めます。

【母子保健事業】

各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継がれます。

各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整

して合併時までに再編します。

乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編されます。

(主な事業内容)

妊婦相談、母子手帳交付、妊婦検診受診費補助、乳幼児相談等

【老人保健等事業】

各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継がれます。

各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編されます。

健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時までに統合します。

健康相談については、田沢湖町の例により合併までに調整します。

肺がん検診については、角館町の例により合併までに調整します。

現在田沢湖町で行われている口腔検診については、他の事業により実施できるため、合併時に廃止します。

(主な事業内容)

健康手帳の交付、個別健康教育、集団健康教育、胃がん検診、子宮がん検診等

【予防接種事業】

各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整

して合併までに再編されます。

三種混合の実施方法(集団・個別)については、合併までに調整します。風疹の実施方法は、田沢湖町の例により合併までに調整します。

(主な事業内容)

二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併までに調整します。

インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整します。

(主な事業内容)

結核検診、結核予防接種、ポリオインフルエンザ等

【健康づくり事業】

健康づくり事業については、合併後に再編します。

健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置します。

食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募します。

健康二十一計画については、合併後に再編して新市において計画を見直します。

(事業内容)

健康づくり事業、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会、健康二十一計画

児童福祉事業(平成十六年一月二十三日第九回確認)

児童福祉事業については、次により調整されます。

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整されます。

各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整されます。

【災害遺児愛護会】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・ 内容

災害遺児となる児童が発生した場合、(財)秋田県災害遺児愛護会から支給される激励金、見舞金、入学卒業祝い金の支給業務を行います。

事務局は秋田県災害遺児愛護会であり、町村では進達事務を行います。

【母子・父子家庭児童祝金支給】

田沢湖町、角館町の例によります。

・ 内容

母子・父子家庭の児童で、小・中・高等学校に入学した場合や、就職した者に対して経済的負担軽減、児童等の健全育成を図るため祝い金を支給する。

・ 金額 小学校入学時 五千円

中学校入学時 八千円
高等学校入学時 一万円
就職時 一万円

【母子及び寡婦福祉資金貸付制度】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子供の福祉向上を図るため、無利子又は低利子で資金貸付を行う。町村が申請受付窓口となり県へ進達する

【放課後児童対策】

田沢湖町の例により統合する。

・内容

児童が帰宅しても両親や保護者が就労の関係で自宅にいない場合、小学校の空き教室を使用し、一年生から三年生を対象に帰宅のバス時間待ちなどの対応をする。世話人（各学校長）指導員各二名が指導、助言を行う。

【児童遊園地】

田沢湖町部分については存続する。

・内容

町内二十二カ所の児童遊園地、施設の管理を行い、児童の安全な遊び場を確保する

生活保護事業（平成十六年一月二

十三日第九回確認）

生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施します。

【生活保護】

新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。

・内容

憲法が保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため、生活保護法の規定に基づき生活扶助、教育扶助、など七種の扶助（保護）を行う。

その他の福祉事業（平成十六年八月二十三日第十五回確認）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整します。

各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整します。

- ・合併までに調整するもの
- ・合併時に再編するもの

【地域福祉計画】

現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定します。

【行旅人関係】

行旅病人及び行旅死亡人については現行のとおりとします。

それ以外の行旅人の扱いについては合併時に再編します。

【戦没者追悼式】

合併時に再編します。

実施会場を一ヶ所として新市が主催します。

【DV法関係】

現行のとおり新市に引き継がれます。

【民生委員推薦会】

田沢湖町、角館町の例により新市に引き継がれます。

・内容

民生委員法に規定されている十四名の委員で構成。任期は三年。

【福祉医療】

現行のとおり新市に引き継がれます。

乳幼児（未就学児）の扱いについては、西木村の例によります。

・内容

西木村では、県の要綱に定める所得制限をなくし、乳幼児（未就学児）の医療費を無料としています。

環境衛生事業（平成十六年八月二十三日第十五回確認）

直営の火葬場、公営墓地は現行のまま新市に引き継がれます。

環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整に努めます。

【斎場・火葬場】

田沢湖町の火葬場は現行のまま新市に引き継がれます。

使用料については合併までに調整します。

（田沢湖町斎場）

・場所 田沢湖町生保内字武蔵野七六番地
・運営主体 田沢湖町
・火葬炉 一炉

・使用料
十五歳以上 一万六千九百円
十五歳未満 一万四百円

死胎児 三千九百円
上・下肢 三千九百円
改葬 三千九百円。

死亡した者が、町民又は施設入所等でやむを得ず町外に住所を移したと認められる者は無料。

（北部斎場）

・場所 角館町岩瀬字鳥木沢一三三番地
・運営主体 大曲仙北広域市町村圏組合

・火葬炉 二炉
・使用料 西仙北町を除く仙北郡内の市町村

の場合、

十五歳以上 一万三千元

十五歳未満 八千元

死胎児 三千元、改葬 三千元

前記以外の市町村

十五歳以上 一万六千九百円

十五歳未満 一万四百円

死胎児 三千九百円

改葬 三千九百円

【墓地】

公営墓地は現行のまま新市に引き継がれます。

永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継がれます。

（柏山墓地公園）

・場所

田沢湖町生保内字柏山三九番地一

・区画面積

第一種 五m x 四m

第二種 四m x 三m

第三種 四m x 二m

第四種 三m x 二m

第五種 二m x 二m

・永代使用料、管理手数料（年額）

第一種 三十五万円・七千二百円

第二種 二十万円・三千九百円

第三種 十三万円・二千五百七十円

第四種 八万円・千七百五十円

第五種 四万六千円・千二百三十円

（角館町外ノ山霊園）

・場所

角館町岩瀬字鳥木沢一四六番地

・永代使用料、管理費

大（六m） 三十万円・五千元

小（四m） 二十万円・三千元

（門屋墓地公園）

・場所

西木村門屋字入江九七番地の六

・区画面積 二m x 三m

・永代使用料 一区画 十万四千元

・管理手数料 一区画 年額千円

【墓地工作物の届出・許可】

埋葬場所の工作施設の基準は田沢湖町の例により調整されます。

（埋葬場所の工作施設の基準）

碑石及びこれに類するものの

高さは、地面から三m以内

盛土設備の高さは、地面から〇.六m以内

柵類の高さは、地面から一m以内

植栽する樹木は主として、かん木

性樹木とし、高さ二m以内に整形

できる樹種とする。ただし、きよ

う木性樹種であっても、常に整枝

され隣地又は通路に支障を及ぼさ

ない程度のもはこの限りでない。

【衛生害虫駆除】

現行のとおり新市に引き継がれま

す。

・内容 水害等による家屋の浸水が起きた場合、それを原因とする病害虫の発生を防ぐため職員が消毒を行います。

【動物愛護事業（狂犬病予防他）】

現行のとおり新市に引き継がれま

す。

（犬の登録、予防注射の実施）

田沢湖町

・登録数 九百九十頭

・狂犬病予防注射 六百九十七頭

角館町

・登録数 七百四十八頭

・狂犬病予防注射 五百三十頭

西木村

・登録数 四百五十九頭

・狂犬病予防注射 三百五十四頭

【犬猫等死骸収集業務】

現行のとおり新市に引き継がれま

す。

・内容

担当職員が町村道や町村所有の公

共施設内で犬や猫等の死骸を回収。

・処分方法

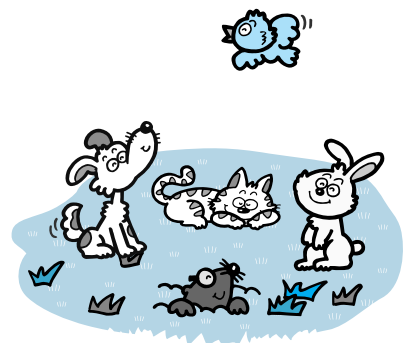
北浦環境センターに搬入し火葬処

理します。

・事業費

角館町外三方町村公衆衛生施設負

担金に含まれます。



商工・観光関係事業（平成十六年

二月二十七日第十回確認）

中小企業振興対策事業は、角館町

の例により調整されます。

なお、合併前の町村において対象となつていない事業所については、従前の例によります。

【中小企業等振興対策事業】

（産業振興事業）

・対象

製造業、運輸通信業、卸売業、サ

ービス業（風俗営業を除く）

・対象事業所（新設）

投下固定資産総額 二千万円以上

常時雇用者数 十人以上

・対象事業所（増設）

投下固定資産総額 二千万円以上

常時雇用者数 十人以上増加

・助成措置

固定資産税相当額免除 五年間

中小企業事業資金融資制度は、田

沢湖町の例により調整されます。
なお、合併前の町村において対象となつていない事業所については、従前の例によります。

【中小企業事業資金融資等】
(中小企業振興資金)

- ・貸付限度額
- ・運転資金 一千万円
- ・設備資金 千五百万円
- ・利子補給 一・五％/年
- ・保証料補給 全額(一・〇％)

観光施設は、現行のとおり新市に引き継がれます。

【観光施設管理事業】

《主な観光施設》

田沢湖町

- ・観光情報センター「フォレイク」
- ・田沢湖キャンプ場
- ・県営田沢湖オートキャンプ場

角館町

- ・観光情報センター「駅前蔵」
- ・樺細工伝承館
- ・西宮家

西木村

- ・かたまえ山森林公園
- ・御座の石(鏡岩、湯頭霊泉)
- ・田沢湖畔共生木群
- ・観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整されます。

【観光イベント及びPR事業】

《主な観光イベント》

田沢湖町

- ・田沢湖高原雪まつり (二月第四金、土、日)
- ・刺巻の水芭蕉まつり (四月中旬～五月上旬)
- ・田子ノ木の観枝会 (四月下旬～五月上旬)
- ・生保内公園つつじ祭り (五月十一日～十九日)
- ・田沢湖まつり(七月第三土曜日)
- ・田沢湖マラソン(九月第三日曜日)
- ・田沢湖ツーデーマーチ (九月第四土、日曜日)
- ・抱返り紅葉祭り (十月十日～十一月三日)
- ・火振りかまくら (二月十三日～十四日)
- ・角館の桜まつり (四月十九日～五月五日)
- ・角館の送り盆行事(八月十五日)
- ・角館のお祭り(九月七日～九日)
- ・抱返り紅葉祭り (十月十日～十一月三日)

西木村

- ・上松木内紙風船上げ(二月十日)
- ・松葉の裸参り(二月第三日曜日)
- ・中里のカンデッコあげ

(旧暦一月十五日)

鎌足・八津のカタクリ

(四月十五日～五月五日)

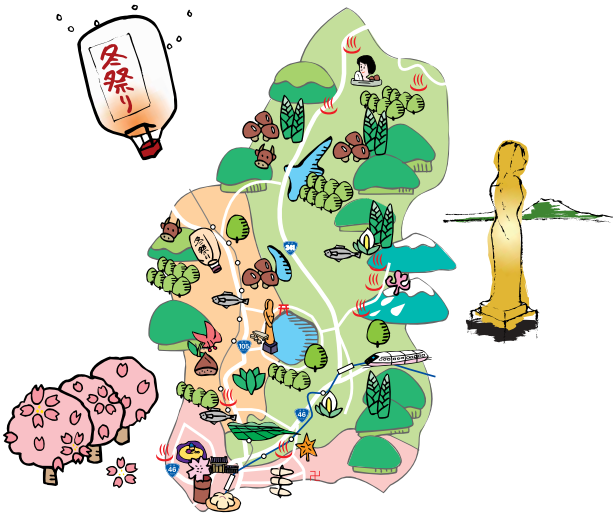
戸沢氏祭(八月十七日)

田沢湖ツーデーマーチ

(九月第四土、日曜日)

《主なPR関連事業》

- ・合併時に統合されます。
- ・観光パンフレット(マップ)の作成、配布
- ・ホームページへの観光情報掲載
- ・旅行雑誌広告掲載、テレビ広告宣伝、観光情報誌にイベント情報掲載。
- ・フィルムコミッション事業活動等



事務局より

協議会だより第十号を発行しました。十一月一日に、全県のトップを切つて「美郷町」が、誕生しました。
我が仙北市も誕生まであと五か月。協議も大詰めに入っています。
合併協議会では、皆様からの、ご意見等も、お待ちしております。 どんどんお寄せください。

第18回 合併協議会(予定)

11月26日(金) 午後1時30分から

角館町 角館広域交流センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集・発行/田沢湖・角館・西木合併協議会
〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
e-mail gappei@hana.or.jp